

第6回 定例農業委員会議事録

令和6年1月5日（金）午後2時00分より、市役所本庁舎8階 大会議室において、農業委員総会を開催した。

会議の顛末は、次のとおりである。

出席委員（17名）

1	中津 正三	8	清水 峰幸	15	桐山 文子
2	佐竹 静	9	林 新太郎	16	三輪 則夫
3	棚橋 新一	10	高橋 正彦	17	辻元 政博
4	岩井 豊太郎	11	高橋 滋	18	高橋 美和子
5	森 千尋	12	下野 一郎	19	春日井 忠
		13	田部 恵		
		14	吉田 幹夫		

欠席委員（2名）

6	吉田 和郎		
7	柳瀬 美穂		

その他の出席者（4名）

	浅野課長	小野主査
竹中事務局次長	堀主幹	

傍聴人 1名

議案

議案第590号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第591号 買受適格証明願について

議案第592号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第593号 農地法第5条の規定による許可申請について

報告第6号 農地法第4条、第5条の規定による届出関係、その他報告事項について

議長

ただいまから、第6回定例農業委員会を始めたいと思います。

本日の議事録署名者に、8番 清水委員、13番 田部委員の両名の方をお願いしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

ご異議がないようですので、ご両名の方をお願いしたいと思います。では、ただ今から議案審議にはいります。

議案第590号、農地法第3条の規定による許可申請について、を議題に供します。事務局説明願います。

堀主幹

議案第590号 農地法第3条関係申請明細について、説明させていただきます。

7件提案されております。今回、提案されております申請はいずれも、農地法に規定する不許可基準に抵触しないものであると判断しております。

1番、使用貸借権によります、田、2筆合わせて、3,755㎡でございます。取得後は水稻の栽培が行われる予定です。取得後も効率的に利用されるものと認められます。

2番、所有権移転によります、田、畑、4筆合わせて、2,089㎡でございます。取得後は水稻及び野菜の栽培が行われる予定です。取得後も効率的に利用されるものと認められます。

3番、所有権移転によります、田、畑、20筆合わせて、24,193㎡でございます。取得後は水稻及び野菜の栽培が行われる予定です。取得後も効率的に利用されるものと認められます。

4番、所有権移転によります、田、159㎡でございます。取得後は水稻の栽培が行われる予定です。取得後も効率的に利用されるものと認められます。

5番、所有権移転によります、畑、田、2筆合わせて、1,099㎡でございます。取得後は水稻及び野菜の栽培が行われる予定です。取得後も効率的に利用されるものと認められます。

2ページをお願いします。

6番、所有権移転によります、田、3筆合わせて、1,530㎡でございます。取得後は水稻の栽培が行われる予定です。取得後も効率的に利用されるものと認められます。

7番、賃貸借権によります、田、1,514㎡でございます。取得後は果樹の栽培が行われる予定です。取得後も効率的に利用されるものと認められます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長 　　ただいま説明がございましたが、何かご質問ございませんか。

－特になし－

ご意見もございませんようですので、原案どおり承認することに決定してよろしいか。

(「異議なし」の声)

それでは、原案どおり承認することにいたしまして、次に移らせていただきます。

議案第591号 買受適格証明願（農地法3条）について、を議題に供します。事務局説明願います。

堀主幹 　　議案第591号 買受適格証明願（農地法3条）について、説明させていただきます。

買受適格証明願については、1件申請されています。

農地の競売に参加するためには、買受適格証書が必要となるため、証明願いが出ているものでございます。

農地法第3条関係の買受適格証明願は、農地の取得であり、内容は農地法3条の許可と同じでございます。買受人になった方は、その後改めて、農地法第3条の許可申請をしていただくこととなります。

1番、所有権移転によります、田、545㎡でございます。取得後も水稻の栽培が行われる予定です。取得後も効率的に利用される

ものと認められます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長 ただいま説明がございましたが、何かご質問ございませんか。

-特になし-

ご意見もございませんようですので、原案どおり承認することに決定してよろしいか。

(「異議なし」の声)

それでは、原案どおり承認することにいたしまして、次に移らせていただきます。

議案第592号 農地法4条の規定による許可申請について、を議題に供します。事務局説明願います。

堀主幹 議案第592号 農地法第4条関係申請明細について、説明させていただきます。

農地法第4条関係申請明細につきましては、1件提案されております。

1番、畑、2筆合わせて、515㎡で、農家住宅でございます。農地の区分は、住宅若しくは事業の用に供する施設が連たんする区域内にある農地であり、第3種農地と判断します。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長 ただいま説明がございましたが、何かご質問ございませんか。

-特になし-

ご意見もございませんようですので、原案どおり承認することに決定してよろしいか。

(「異議なし」の声)

それでは、原案どおり承認することにいたしまして、次に移らせていただきます。

議案第593号 農地法5条の規定による許可申請について、を議題に供します。事務局説明願います。

堀主幹 議案第593号 農地法第5条関係申請明細について、説明させていただきます。

農地法第5条関係申請明細につきましては、21件提案されております。

なお、1番～19番及び21番につきましては、すべて同一賃借人、同一転用目的による一時転用でございますので、一括で説明させていただきます。

2ページから5ページをお願いします。

1番～19番及び21番

賃貸借権によります、田、20筆合わせて、10,458.3㎡のうち9,241.3㎡で、JR東海新幹線盛土工事用進入路及び資材置場でございます。農地の区分は、農業振興地域内における、農用地区域内農地です。一時転用による期間は、令和6年2月1日から令和7年1月31日まででございます。

許可項目は「仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供する為に行うものであって、当該利用の目的を達成する上で当該農地を供することが必要と認められるもの。」に該当します。

20番、使用貸借権によります、田、274㎡で、分家住宅でございます。農地の区分は、幅員4m以上の道路に上下水道が完備され、概ね500m以内に2以上の教育施設、医療施設が存する区域内にある農地であり、第3種農地と判断します。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議長 ただいま説明がございましたが、何かご質問ございませんか。

-特になし-

ご意見もございませんようですので、原案どおり承認することに決定してよろしいか。

(「異議なし」の声)

それでは、原案どおり承認することにいたしまして、次に移らせていただきます。

報告第6号農地法第4条、第5条の規定による届出関係、その他報告事項について、事務局より報告願います。

小野主査 報告第6号農地法第4条、第5条の規定による届出関係、その他報告事項について、説明させていただきます。

事務局長専決により、専決処分しました案件について、ご報告させていただきます。

6ページをお願いします。

農地法第4条関係届出明細については、7件申請されています。

- 1番、田、254㎡で、貸駐車場でございます。
- 2番、田、999㎡で、共同住宅でございます。
- 3番、田、52㎡で、共同住宅でございます。
- 4番、田、47㎡で、公衆用道路でございます。
- 5番、田、2筆合わせて、733㎡で、寄宿舍でございます。
- 6番、畑、5筆合わせて、938㎡で、共同住宅でございます。
- 7番、田、747㎡で、社会福祉施設でございます。

7ページをお願いします。

農地法第5条関係届出明細については、18件申請されています。

- 8番、所有権移転によります、畑、817㎡で、分譲住宅でございます。
- 9番、所有権移転によります、田、912㎡で、共同住宅でございます。
- 10番、所有権移転によります、田、2筆合わせて、6.60㎡で、貸庭でございます。

- 1 1 番、所有権移転によります、田、3筆合わせて、2,060㎡で、貸長屋住宅敷地でございます。
- 1 2 番、所有権移転によります、田、879㎡で分譲住宅でございます。
- 1 3 番、所有権移転によります、田、687㎡で、貸駐車場でございます。
- 1 4 番、使用貸借権によります、畑、333㎡で、一般個人住宅でございます。

8ページをお願いします。

- 1 5 番、所有権移転によります、田、451㎡で、自動車販売業駐車場でございます。
- 1 6 番、所有権移転によります、田、267㎡で、一般個人住宅でございます。
- 1 7 番、所有権移転によります、田、3筆合わせて、1,896㎡で、宅地分譲でございます。
- 1 8 番、所有権移転によります、田、687㎡で、プレス加工業資材置場でございます。
- 1 9 番、賃貸借権によります、田、2,921㎡で、衣料品小売業店舗でございます。
- 2 0 番、所有権移転によります、田、37㎡で、宅地分譲でございます。

9ページをお願いします。

- 2 1 番、所有権移転によります、畑、191㎡で、宅地分譲でございます。
- 2 2 番、所有権移転によります、田、526㎡で、宅地分譲でございます。
- 2 3 番、所有権移転によります、田、2筆合わせて、474㎡で、分譲住宅でございます。
- 2 4 番、所有権移転によります、田、484㎡で、一般個人住宅でございます。
- 2 5 番、所有権移転によります、田、95㎡で、建売住宅でございます。

○続きまして、買受適格証明願について、説明させていただきます。
買受適格証明願については、1件申請されています。

農地の公売に参加するためには、買受適格証書が必要となるため、証明願いが出ているものでございます。

農地法第5条関係の買受適格証明願は、転用目的であり、内容は農地法5条の届出と同じでございます。買受人になった方は、その後改めて、農地法第5条の届出をしていただくこととなります。

26番、所有権移転によります、田、2筆合わせて、338㎡で、分譲住宅でございます。

続きまして、農地の相続税納税猶予制度に係る継続証明願について、説明させていただきます。

農地の相続税納税猶予制度に係る継続証明願については、8件申請されています。

3年毎に納税猶予の継続届出書を税務署に提出することとなっておりますので、継続証明願いが申請されているものです。

申請されております方について、農地の現在の管理状況を確認致しましたところ、適正に管理され、引き続き耕作が行われる見込みのある方でございます。

27番、畑、2筆合わせて、209㎡でございます。

10ページをお願いします。

28番、田、6筆合わせて、2,852㎡でございます。

29番、畑、田、3筆合わせて、6,771㎡でございます。

30番、田、2筆合わせて、1,871㎡でございます。

31番、畑、田、5筆合わせて、4,783.25㎡でございます。

32番、田、557㎡でございます。

33番、田、557㎡でございます。

34番、田、畑、7筆合わせて、6,669㎡でございます。

11ページをお願いします。

続きまして、農地法第3条の3第1項の規定による届出明細について、説明させていただきます。

農地法第3条の3第1項の規定による届出明細については、20件届

出されています。

農地法の改正に伴い、相続などによる権利取得については、農地法の許可を要しない代わりに、権利取得者が農業委員会に届出をしなければならず、届出がなされたものでございます。

(相続、包括及び特定遺贈、遺産分割、時効取得、法人の合併、分割)

35番、田、4筆合わせて、2, 159㎡でございます。

36番、田、畑、5筆合わせて、2, 329㎡でございます。

37番、畑、146㎡でございます。

38番、田、宅地(現況:畑)、2筆合わせて、545.39㎡でございます。

39番、田、畑、5筆合わせて、3, 292㎡でございます。

40番、田、畑、11筆合わせて、8, 807㎡でございます。

12ページをお願いします。

41番、田、2筆合わせて、1, 982㎡でございます。

42番、田、畑、6筆合わせて、3, 691㎡でございます。

43番、田、2筆合わせて、1, 982㎡でございます。

44番、田、畑、8筆合わせて、4, 374㎡でございます。

45番、田、9筆合わせて、6, 662㎡でございます。

13ページをお願いします。

46番、田、畑、5筆合わせて、2, 074㎡でございます。

47番、畑、田、2筆合わせて、822㎡でございます。

48番、田、畑、14筆合わせて、10, 306㎡でございます。

49番、田、畑、4筆合わせて、4, 620㎡でございます。

50番、畑、田、3筆合わせて、2, 345㎡でございます。

51番、畑、482㎡でございます。

14ページをお願いします。

52番、田、252㎡でございます。

53番、田、宅地(現況:畑)7筆合わせて、3, 618.11㎡でございます。

54番、田、26㎡でございます。

続きまして、事業計画書について説明させていただきます。
事業計画書については、1件申請されています。

電気通信事業者が電気通信のための線路、空中線系若しくは中継施設又はこれらの施設を設置するために必要な道路の敷地に供するために農地を転用する場合、農地転用の許可は要しないことになっており、その代わり事業計画書にて、通知することになっておりますので、提出されたものでございます。

55番、賃貸借権によります、田、265㎡のうち、4㎡で、携帯電話無線基地局でございます。
以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長 ただいま説明がございましたが、何かご質問ございませんか。

-特になし-

ただいま報告いたしましたとおり、専決処分をさせていただきましたので、よろしくお願いいたしますと思います。

その他何か報告ございませんか。

堀主幹 令和4年3月15日付けで農地法第4条の許可を営農型太陽光の目的で受けた、大垣市松町字宮町68番1外2筆、作付け面積600.4㎡について、12月13日、営農者である野田農産から、営農型発電設備の下部の農地における農作物の状況報告書が提出されたので報告させていただきます。

今年度の米の収穫量は195.6Kgでございました。

地域の平均的な単収に対する割合は、71.3%となりました。

昨年度の割合69.6%に対して、若干増えたものの、目標である8割確保できなかった理由は、ジャンボタニシによる被害、7月の高温及び水管理が上手くできなかったことが原因との報告を受けました。

来期からは、水管理に影響されにくい作物（キウイ）に変更し、数年後の単収8割確保に努める予定でいるとの事です。

以上でございます。

岩井議長 ただいま説明がございましたが、何かご質問ございませんか。

岩井委員 これは、平均単収8割を確保出来てないが、どうするのか？

堀主幹 今後は、水の影響を受けにくいキウイを栽培する方向で、平均単収8割を確保する予定です。当該法人は、大垣のみならず、美濃加茂市においてもキウイ栽培をするとの事でございます。

岩井委員 キウイはきちんと管理できるのか？なぜ、水稲ではだめなのか？
そもそも、単収8割というが、どうやって8割を確認するのか？

堀主幹 今年作付けを開始して、すぐに収穫となるわけではございません。
水の管理が水稲ほど難しくないキウイで、3年後を目途に収穫するとの事です。平均単収については、農林水産省のHPに記載されています。

岩井委員 誰が、作物の変更の許可をするのか？

竹中次長 作物変更につきましては、県の農業会議にも確認して、出来ると確認しておりますし、事業の遂行に関しては営農計画書が提出されるので確認します。

岩井委員 いいかげんな管理をしてもらっては困るので、書類をきちんと精査するようにしなければならない。
他になににかございませんか？

佐竹委員 キウイは大きくなると枝がすごく広がるので、枝の剪定もしっかりとしてもらいたい。

竹中次長 それも含めまして営農計画書を確認します。

岩井議長 他になににかございませんか？

(「なし」の声)

これもちまして、本日の農業委員会を終わらせていただきます。

午後2時32分閉会

上記のとおり、記載に相違ないことを証明し、ここに署名する。

令和6年1月26日

議長 岩井豊太郎

議事録署名者 清水峰幸

議事録署名者 田部 恵